

「トマト・デュエットプランⅡ」商品概要

(2020年1月6日現在適用中)

項目	内容
1.商品名	トマト・デュエットプランⅡ
2.ご利用いただける方	個人・法人
3.取扱要件	「つみたて投資信託（投資信託の定時定額購入）」と「定期積金」を同時にお申し込みの方
4.預入金額	【定期積金】1万円以上30万円以下 ※定期積金の毎月掛金は新規にお申し込みをいただく、投資信託定時定額の毎月購入額（お申し込み手数料等を含む）と同額以内
5.対象預金	定期積金
6.取扱窓口	全店舗（東京支店・ももたろう支店を除く）
7.預入方法	通帳式のみ
8. 利息 （給付補填金） (1) 定期積金適用利回 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	(1) 当初契約時の利回りを満期日まで適用します。 【個人】1年もの年1.0%（税引後 年0.7968%） 【法人】1年もの年1.0%（税引前） ○特別金利の適用は初回の預入れ期間のみであり、満期日以降は解約日における普通預金利率により計算します。 (2) 満期日以後に一括して支払います。 (3) 計算単位を100円として契約期間における掛金残高積数に利回りを乗じて計算。
9.定期積金の中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 ・・解約日における普通預金利率 初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 ・・約定年利回り×60% （ただし、解約日における普通預金利率を下限とする。）
10.その他（定期積金）	○払戻方法は、満期日以後に一括して払い戻します。 ○普通預金（総合口座含む）等からの自動振替による預入れができます。 ○払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べます。または当初契約時の利回り（年365日の日割計算）の割合による遅延損害金をいただきます。 ○払込日前に預入した場合は、先掛日数について契約時の店頭表示の利回りにより計算した先掛割引金を利息とともに払い戻しします。ただし、遅延日数合計が先掛日数合計以上となるときは、先掛割引金は支払いしません。 ○個人のお客さまの利息は、20.315%（復興特別所得税を含む）の分離課税（源泉徴収）となります。 ○法人のお客さまの利息は、総合課税の対象となります。（地方税の特別徴収は

	<p>行わないため、国税 15.315%（復興特別所得税と含む）のみ源泉徴収。（非課税法人を除く。))</p> <p>○金利情勢などの変動により取扱を中止する場合がございます。</p> <p>○定期積金は預金保険の対象商品です。</p> <p>○他の金利優遇と重複してご利用いただけません。</p>
11.その他（投資信託）	<p>○公社債投資信託、ノーロード投資信託およびつみたて NISA 専用ファンドを除く全ての投資信託が対象となります。詳しくは窓口等でご確認ください。</p> <p>○トマト・インターネット投信サービスでの購入分については、対象外となります。</p>
12. 当社が契約している指定紛争解決機関	<p>一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>

投資信託についての注意事項

1. 投資信託のリスク	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投資信託は、その信託財産に組入れられた株式・債券・REIT等の価格が、金利の変動、為替相場の変動、その他発行者に係る信用状況の変化等の変動し、基準価額（外国籍投資信託の場合は1口あたり純資産価格）が下落することにより、投資元本を割込むことがあります。 ・ なお、外貨建て投資信託については上記に加え、外貨建てでは、投資元本を割込んでいない場合でも、為替相場の変動により円換算ベースでは投資元本を割込むことがあります。
2. 投資信託取引に係る諸費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投資信託のご購入から換金・償還までの間に直接または間接にご負担いただく費用には以下のものがあります。 （当社で販売中の追加型投資信託の上限を表示しています。） ※ 申込手数料（申込口数、金額等に応じ、基準価額に応じて、最大3.85%（税込）） ※ 信託報酬（純資産総額に対して、最大年率2.585%（税込）） （ただし、運用成果に応じてご負担いただく実績報酬は除きます。） ※ 信託財産留保額（換金時の基準価額に対して最大0.500%） ※ その他の費用（信託事務処理費用、売買委託手数料、借入金・立替金利息、監査費用等）の金額および全体の合計額は、保有期間に応じて異なりますのであらかじめお示しすることができません。 ※ 復興所得税の追加課税により、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、所得税×2.1%が適用されます。 ・ 実際の費用の種類・額および計算方法はファンドにより異なります。また、その保有期間・運用状況等により換金時および期中の手数料等が変動するファンドもございます。その詳細は各ファンドの「投資信託説明書（交付目論見書）」および「目論見書補完書面」でご確認ください。
3. その他の重要事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投資信託は預金商品ではなく、元本保証はありません。 ・ 投資信託は預金・金融債・保険契約ではありません。 ・ 投資信託は預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。 ・ 当社が取り扱う投資信託は投資者保護基金の規定による支払いの対象ではありません。 ・ 当社は投資信託の販売会社であり、投資信託の設定・運用は委託会社（外国籍投資信託の場合には管理会社）が行います。 ・ 投資信託の運用による利益および損失は投資信託をご購入されたお客さまに帰属します。 ・ 一部の投資信託には、信託期間中に中途換金できないものや、換金可能日時があらかじめ制限されているものもあります。 ・ 投資信託をご購入の際は必ず「投資信託説明書（交付目論見書）」および「目論見書補完書面」をお渡ししますので十分にお読みいただき内容をご確認

	<p>のうえ、ご自身でご判断ください。なお、「投資信託説明書（交付目論見書）」および「目論見書補完書面」はトマト銀行の本支店の窓口を用意しております。</p> <p>※ ご不明な点がございましたら、当社窓口までお問い合わせください。</p>
--	--

<p>商号 : 株式会社トマト銀行 〒700-0811 岡山市北区番町 2-3-4 登録金融機関: 中国財務局（登金）第 1 1 号 加入協会 : 日本証券業協会</p>
